

政省令等改正の概要

平成 20 年 3 月
経 済 産 業 省

1. 国際輸出管理レジーム合意を受けた規制対象品目リストの改正

大量破壊兵器等及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において規制すべき対象が合意されており、技術の場合は、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 25 条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物の場合は、これを外為法第 48 条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定し、詳細な仕様については省令以下に規定することによって輸出規制の対象とし、国内法令上の担保がなされている。

今般、平成 17 年 12 月の WA 総会、平成 18 年 10 月の MTCR 総会、12 月の WA 総会及び平成 19 年 4 月の NSG 会合、6 月の AG 会合における合意事項等を着実に実施するため、外為令別表及び輸出令別表第 1 等の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる技術及び貨物の追加・削除等を行うもの。

(参考) 国際輸出管理レジームについて

NSG	Nuclear Suppliers Group の略。1974 年におけるインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は 45 か国。
AG	Australia Group の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に 1985 年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国は 40。
MTCR	Missile Technology Control Regime の略。1980 年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として 1987 年に発足。参加国数は 34 か国。
WA	Wassenaar Arrangement の略。地域紛争防止の観点から通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出規制を行うことを目的として 1996 年に発足。参加国数は 40 か国。

なお、本政省令等改正の施行日は平成 20 年 5 月 15 日の予定。

武器関連品目

■武器の規制対象範囲の明確化

- ・ 武器について、規制対象となる範囲を明確化。

<改正部分>

- ・ 輸出貿易管理令の運用について（運用通達） 1の項

核兵器関連品目

■原子炉の部分品の規制対象範囲の明確化

- ・ 原子炉の部分品について、対象となる部分品を明確化。

<改正部分>

- ・ 運用通達 2の項

■プルトニウムの同位元素の分離用の装置等の追加

- ・ 同位元素の分離用の装置等について、これまでのウラン同位元素に加え、プルトニウムの同位元素の分離用の装置等を新たに規制対象に追加。

<改正部分>

- ・ 輸出令別表第1 2の項（7）
- ・ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令） 第1条第7号
- ・ 運用通達 2の項

■重水製造装置に係るポンプの規制対象範囲の明確化

- ・ 重水製造装置に係るポンプについて、「気密な構造のもの」に関する解釈を見直し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・ 運用通達 2の項

■測定装置の規制対象範囲の明確化

- ・ 直線上の変位を測定する測定装置について、フィードバック機能を有しない干渉計に係る除外規定を追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第1条第17号ロ（3）

■圧力計の規制対象範囲の明確化

- ・ 圧力計について、規制対象となる精度範囲（「精度が1パーセント未満のもの」を

「精度がフルスケールのプラスマイナス 1 パーセント未満のもの」に変更等) 及び精度測定時の圧力範囲の明確化、及び精度に係る補足の追加等により、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第 1 条第 3 8 号イ (1) (2)
- ・ 運用通達 2 の項

化学・生物兵器関連品目

■亜リン酸トリイソプロピルの規定箇所の変更

- ・「亜リン酸トリイソプロピル」の規定箇所を、従来の記述順序に従って変更。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第 2 条第 1 項第 1 号

■生物剤 2 品目の追加・明確化

- ・軍用の細菌製剤として用いられる「牛肺疫菌」を明確化、「山羊伝染性胸膜肺炎菌 F 3 8 株」を規制対象に追加。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第 2 条の 2 第 1 項第 2 号

ミサイル関連品目

■推進装置に関する規制対象範囲の変更

- ・ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン推進装置について、500 キログラム未満のペイロードを 300 キロメートル運搬することができる無人航空機に使用することができるものを規制対象に追加。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第 3 条第 3 号ロ

■ヒドラジンの誘導体に係る規制対象貨物の明確化

- ・ヒドラジンの誘導体に係る規制対象貨物について、合計 20 物質を限定列挙することにより、規制対象貨物を明確化。

<改正部分>

- ・ 運用通達 4 の項

■推進薬材料の追加

- ・ ミサイルの推進薬材料の一種とされる高分子化合物、ポリテトラヒドロフランポリエチレングリコール (Polytetrahydrofuran polyethylene glycol) を規制対象に追加。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第3条第7号オ

■構造材料に関する規制範囲の変更

- ・ 複合材料またその成型品について、ペイロード500キログラム未満のロケットや無人航空機に使用できるもの等に対しても規制対象に追加。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第3条第16号ロ、ハ(2)・(3)、ニ、ホ、ヘ、ト、チ

■航法装置に係る規制範囲の変更

- ・ 航法装置について、500キログラム未満のペイロードを運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するよう設計したものを規制対象に追加。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第3条第17号イ

■直線加速度計に係る規制スペックの明確化

- ・ 直線加速度計の規制スペック (スケールファクターの再現性、バイアスの再現性) について、「一年間につき」を追加することにより、測定期間を明確化。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第3条第17号ハ

■再現性の定義に係る明確化

- ・ 直線加速度計の規制スペック (スケールファクターの再現性、バイアスの再現性) について、「再現性」の定義を明確化。

<改正部分>

- ・ 運用通達 4の項

■ドリフトレート、安定性の定義に係る明確化

- ・ ジャイロスコープの規制スペックである「ドリフトレート」及び「安定性」の定義をIEEE基準に変更。

<改正部分>

- ・ 運用通達 4の項

■磁気方位センサーの追加

- ・飛行制御システムや航法システムなどと組み合わせることにより、ミサイルに使用される懸念がある一定の磁気方位センサーを新たに規制対象に追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 4の項(16)5
- ・貨物等省令 第3条第17号ト

■統合された航法システムの定義に係る追加

- ・統合された航法システムについて、定義を追加。

<改正部分>

- ・運用通達 4の項

■ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池の追加

- ・長期間保存が可能で振動や衝撃などの環境にも強くミサイルに使用される可能性があることから、一定の熱電池を新たに規制対象に追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 4の項(18の2)
- ・貨物等省令 第3条第19号の2

■試験装置の規制範囲の変更

- ・試験装置等に一律に規定されていた「(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機、第2号イに該当する貨物(500キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。)又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)」という条件をそれぞれの品目毎に付すよう変更。

- ・振動試験装置は、上記条件のままで規制範囲の変更はない。
- ・風洞は、上記条件に加えて、500キログラム未満のペイロードであっても規制。
- ・燃焼試験装置は、上記条件のままで規制の範囲の変更はないが、推力90キロニュートンを超えるものを試験することができるものから、推力68キロニュートンを超えるものを試験することができるものに変更。
- ・環境試験装置は、上記条件のままで規制の範囲の変更はない。
- ・電子加速器は、上記条件のままで規制範囲の変更はない。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第3条第25号イ～ホ

■ステルスに関する規制範囲の変更

- ・ステルスに係る規制範囲のうち、「第2号イに該当する貨物(500キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるもの

限る。)」の条件を削除する。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第3条第26号

■無人航空機等に関する定義の追加

- ・「エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機」等の定義を追加。

<改正部分>

- ・運用通達 4の項

通常兵器関連品目

■非破壊検査装置の規定変更

- ・非破壊検査装置であって、複合材料を検査するように設計したもののうち、三次元欠陥検査用のエックス線断層撮影装置と数値制御を行うことができる超音波検査装置を分類して規制し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第4条第4号へ

■超電導材料の規定変更及び高温超電導材料の追加

- ・超電導材料の規定につき、高温超電導材料を追加するため、臨界温度の規制スペックを高温超電導材料が規制されるレベルに変更するとともに、「フィラメント」の定義を新たに追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第4条第10号
- ・運用通達 5の項

■熱可塑性液晶共重合体のスペック変更

- ・熱可塑性液晶共重合体の規制スペックを「1.82ニュートン毎平方ミリメートル」から「1.80ニュートン毎平方ミリメートル」に変更。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第4条第13号ロ
- ・運用通達 5の項

■ポリアリーレンエーテルケトンの削除

- ・重合体のうち、「ポリアリーレンエーテルケトン」を削除し、規制対象範囲を緩和。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第4条第13号ハ

■コンタクトレンズ製造用工作機械の除外規定の変更

- ・「旋削をすることができる工作機械」の定義を新たに追加し、規制対象から除外されるコンタクトレンズ用工作機械に、コンタクト眼用ソフトウェア及び真空チャッキング機能の規制パラメータを新たに追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第5条第2号イ
- ・運用通達 6の項

■磁性流体研磨法を用いた工作機械の規定変更及び新方式の工作機械の追加

- ・数値制御を行う工作機械の規制対象を「磁性流体研磨法を用いた工作機械」から「光学仕上げ工作機械」との一般名称に変更し、非球形な光学的表面に加工できるもののうち、形状精度1.0マイクロメートル未満又は表面粗さの二乗平均が100ナノメートルとの規制パラメータを新たに追加するとともに、規制対象となる具体的な方式として、「磁性流体研磨法」の他に「電気粘性流体研磨法」、「エネルギー粒子ビーム研磨法」を新たに追加し、それぞれの定義を追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第5条第4号
- ・運用通達 6の項

■該当測定装置にフィードバック機能を提供する装置の追加

- ・該当測定装置の部分品又は付属装置のフィードバック装置につき、規制パラメータを新たに追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第5条第10号イ

■マイクロプロセッサ等の規制対象範囲の限定

- ・規制対象となるマイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラの範囲を、化合物半導体を用い、最大クロック周波数が40メガヘルツを超えるものに限定化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第1号ハ

■アナログデジタル変換用装置のスペック変更

- ・規制対象となる集積回路のうち、アナログデジタル変換用装置の規制スペックを「出力速度が50メガサンプリング毎秒を超えるもの」から「出力速度が105メガサンプリング毎秒を超えるもの」等に変更。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第1号ホ（1）

■マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品の規定変更

- ・規制対象となる集積回路のうち、マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品の規定につき、「マイクロ波用トランジスタ」を「マイクロ波用ディスクリット」に名称を変更し、規制スペックを「動作周波数が3ギガヘルツを超えるもの」から「動作周波数が3.2ギガヘルツを超えるもの」に変更。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第2号ニ・ホ

■マイクロ波用電力モジュールの追加

- ・規制対象となる集積回路のうち、「マイクロ波用電力モジュール」を規制対象として追加し、規制パラメータを明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第2号ル
- ・運用通達 7の項

■電池の規定変更

- ・「電池」から「セル」への変更により規制対象範囲の変更を行うとともに、一次セル・二次セルそれぞれについて質量エネルギー密度の規制パラメータを緩和し、「セル」「一次セル」「二次セル」についてそれぞれの定義を新たに追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1の7の項(6)
- ・貨物等省令 第6条第5号
- ・運用通達 7の項

■太陽電池の規定変更

- ・「太陽電池」から「太陽電池セル」との名称に変更し、規制対象範囲の明確化を図るとともに、試験条件について現行の「タングステンランプ評価」から宇宙用太陽電池の規制に適した「エア・マス・ゼロ評価」に変更。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1の7の項(6)
- ・貨物等省令 第6条第7号の2
- ・運用通達 7の項

■パルス出力切換えサイリスターデバイス及びサイリスターモジュールの追加

- ・高電圧・大電流のパルス出力切換えを行うサイリスターデバイス及びサイリスターモジュールを新たに規制対象として追加し、定義を追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1の7の項(8の2)
- ・貨物等省令 第6条第8号の2
- ・運用通達 7の項

■周波数シンセサイザーを用いた信号発生器の変更

- ・周波数シンセサイザーを用いた信号発生器の定義を追加し、規制パラメータである「周波数切り替え所要時間」について周波数帯域に応じて細分化して規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第13号
- ・運用通達 7の項

■シリコン膜を形成する結晶のエピタキシャル成長装置の削除

- ・結晶のエピタキシャル成長装置のうち、シリコン膜を形成するものを削除し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第17号イ

■インプリントリソグラフィ装置の追加

- ・リソグラフィ装置に「180ナノメートル以下の線幅が可能なインプリントリソグラフィ装置」を新たに規制対象として追加し、定義を追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第17号へ(2)
- ・運用通達 7の項

■インプリントリソグラフィテンプレートの追加

- ・180ナノメートル以下の線幅が可能なインプリントリソグラフィ装置及び同装置に使用するよう設計されたテンプレートを新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第17号ト(3)

■半導体用のリソグラフィに使用するレジストのスペック変更

- ・半導体用リソグラフィ装置に使用するレジスト材について、光源波長の規制スペック「350ナノメートル」をリソグラフィ装置の規制パラメータに合わせて「245ナノメートル」に緩和。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第6条第19号イ

■炭化けい素ウェハの追加

- ・抵抗値10,000オームセンチメートル超の炭化けい素を用いた半導体ウェハを新たに規制対象として追加し、定義を追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第17の項(22)
- ・貨物等省令 第6条第22号

■適用型干渉信号抑圧技術を用いた無線機の削除

- ・ 伝送通信装置又はその部分品若しくは付属品のうち、「適用型干渉信号抑圧技術を用いた無線機」を規制対象から削除。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第8条第2号イ(1)3

■ウルトラワイドバンド技術を用いた無線機の規定変更

- ・ 伝送通信装置又はその部分品若しくは付属品のうち、ウルトラワイドバンド技術を用いた無線機につき、規制パラメータの追加により規制対象範囲を明確化し、定義を削除。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第8条第2号イ(3)
- ・ 運用通達 9の項

■音声帯域圧縮技術の解釈追加

- ・ 音声帯域圧縮技術の定義につき、解釈を新たに追加。

<改正部分>

- ・ 運用通達 9の項

■方向探知機の規定変更

- ・ 方向探知機の規制パラメータを新たに追加し、規制対象範囲を明確化するとともに、規制スペックを緩和。

<改正部分>

- ・ 貨物等省令 第8条第5号の2

■通信妨害装置等の追加

- ・ 通信妨害装置及びその部分品並びにこれらの設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置及び修理用の装置及びこれらの部分品及び付属品を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・ 輸出令別表第1 9の項(5の3)
- ・ 貨物等省令 第8条第1号、第5号の3、第7号

■受信機能のみを有するコヒーレント位置探知装置等の追加

- ・ 受信機能のみを有するコヒーレント位置探知装置並びにこれらの設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置及び修理用の装置及びこれらの部分品及び付属品を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 9の項（5の4）
- ・貨物等省令 第8条第1号、第5号の4、第7号
- ・運用通達 9の項

■ウルトラワイドバンド技術を用いた暗号装置の規定変更

- ・ウルトラワイドバンド技術を用いた暗号装置につき、規制パラメータを新たに追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第8条第9号ニ

■暗号装置等の機微度に関する規定の変更

- ・暗号装置については、機微度が低下したものとして輸出令別表第3の2における規定ぶり等を変更。

<改正部分>

- ・輸出令別表第3の2
- ・輸出貿易管理令別表第3の2の規定により経済産業大臣が定める貨物（別表第3の2告示） 第10号～第14号

■量子暗号を用いた暗号装置の追加

- ・量子暗号を使用するように設計された装置を新たに規制対象として追加し、「量子暗号」の定義を追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第8条第9号ホ
- ・運用通達 9の項

■集積回路等の設計用ライブラリ又は設計データを保護する暗号機能等を有した暗号装置に関する除外規定の追加

- ・集積回路の設計用ライブラリ又は設計データを保護する暗号機能等を有した暗号装置に関する除外規定を新たに追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第8条第9号チ（5）

■宇宙用に設計していない熱型でないフォーカルプレーンアレーのスペック変更

- ・セレン化鉛及び硫化鉛を素材に用いたフォーカルプレーンアレーを規制除外するため、フォーカルプレーンアレーの波長範囲に係る規定を変更。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第9条第3号ニ（1）、ホ（1）

■反射鏡の解釈追加

- ・規制対象となる反射鏡にはリソグラフィ装置用に専用設計された反射鏡については

除外となる定義を追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・運用通達 10の項

■レーザー発振器の規定変更

- ・レーザー発振器の規定全体について、これまでのレーザー種別（固体レーザー、ガスレーザー、半導体レーザー）の規制体系を波長変換／非波長変換、パルス波／持続波の違いに基づいた規制体系に変更し、「波長可変レーザー発振器」「持続波レーザー発振器」それぞれの定義を新たに追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 10の項（8）
- ・貨物等省令 第9条第10号
- ・運用通達 10の項

■水中電場センサーの追加

- ・水中電場センサーを新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 10の項（9）
- ・貨物等省令 第9条第11号ト

■磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置の規定変更

- ・磁力計、磁場勾配計の校正装置の規定について、水中電場センサーの校正装置を新たに規制対象として追加し、それぞれの規制対象スペックを変更。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 10（9）
- ・貨物等省令 第9条第11号ル・ヲ

■レーダーの除外規定の変更

- ・レーダーの除外規定を変更し、規制対象範囲を明確化。同時に、距離及び方位で一定の位置精度を満たすものを新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第9条第13号、第14条8号イ

■40～230GHzの周波数範囲で使用するレーダーの規定変更

- ・40～230GHzの主は数帯で使用するレーダーの規制パラメータを新たに追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第9条第13号イ

■加速度計の規定変更

- ・加速度計の規定につき、規制パラメータを新たに追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第10条第1号

■ジャイロスコープの規定変更

- ・ジャイロスコープの規定につき、「角速度計又は回転加速度計」を規制対象として追加し、規制パラメータを一部緩和。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第10条第2号

■加速度計及びジャイロスコープを組み込んだ慣性測定装置等の追加

- ・加速度計及びジャイロスコープを組み込んだ慣性測定装置及びその部分品を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第10条第3号の4

■水中ソナー航法装置等の追加

- ・水中ソナー航法装置及びその部分品並びにこれらの試験装置、校正装置、心合わせ装置及び製造用の装置につき、規制スペックを明確化し、新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 11の項(4の2)、(5)
- ・貨物等省令 第10条第7号、第8号
- ・運用通達 10の項

■浮力材の追加

- ・潜水艇の部分品及び付属品につき、浮力材を用いて製造した水中艇の部分品を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第11条第4号イ(4)

■電子式に画像を記録することができるカメラの解釈追加

- ・「電子式に画像を記録することができるカメラ」の定義を新たに追加。

<改正部分>

- ・運用通達 12の項

■航空機用ガスタービンエンジンの規定変更

- ・航空機用ガスタービンエンジンの規定につき、除外のための規制パラメータを新た

に追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第12条第1号イ

■無人航空機用の附属装置、部分品又は製造装置の追加

- ・無人航空機用に専用設計された部分品及び付属装置並びにこれらの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置及び工具及びこれらの部分品を新たに規制対象として追加し、定義を明確化。

<改正部分>

- ・輸出令別表第1 13の項(4)、(5)
- ・貨物等省令 第12条第10号の2、第20号
- ・運用通達 13の項

■催涙剤又はくしゃみ剤の規定変更、ジフェニルアミンクロロアルシン(アダムサイト)及びN-ノナノイルモルホリンの追加

- ・催涙剤又はくしゃみ剤の規定につき、「ジフェニルアミンクロロアルシン(アダムサイト)」及び「N-ノナノイルモルホリン」を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第13条第8項第5号、第6号

■マイクロプロセッサ等の設計・製造の技術の規定変更

- ・規制パラメータ「複合理論性能(CTP)」に基づく現行のマイクロプロセッサ等の設計・製造の技術を削除し、特定のベクトル演算機能を有するマイクロプロセッサ等の設計・製造の技術を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第19条第3項第3号
- ・外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(役務通達) 7の項

■経路選択方式がダイナミックルーティング方式の装置の設計、製造又は使用のプログラムの削除

- ・経路選択方式がダイナミックルーティング方式の装置の設計、製造又は使用のためのプログラムを規制対象から削除し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第21条第2項第3号
- ・役務通達 9の項

■適応型の干渉信号抑圧技術を用いた無線機の設計・製造の技術の追加

- ・伝送通信装置及び電子式交換装置の設計・製造の技術につき、適応型の干渉信号抑圧技術を用いた無線機の設計・製造の技術を新たに規制対象として追加し、規制対

象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第21条第2項第3号の2ニ(3)

■磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置の設計プログラムの追加

- ・磁力計、磁場勾配計の校正装置の設計プログラムにつき、水中電場センサーの設計プログラムを新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第22条第2項第3号イ・ロ

■データベース参照航法装置の設計・製造の技術の追加

- ・データベース参照航法装置の設計・製造の技術につき、規制パラメータに追加し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第23条第4項第4号へ

■無人航空機の設計・製造の技術の追加

- ・新たに規制対象貨物となった無人航空機の設計・製造の技術を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第25条第1項第1号

■無人航空機の使用の技術の追加

- ・新たに規制対象貨物となった無人航空機の使用に係る技術を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第25条第2項第3号ホ

■航空機用ガスタービンエンジンの内部冷却通路の設計プログラムの追加

- ・航空ガスタービンエンジンで使用されるブレード(タービン動翼)、ベーン(静翼)、ティップシュラウドの内部冷却通路用に専用設計されたソフトウェアを新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第25条第2項第3号へ

■航空機用ガスタービンエンジンのシミュレーションプログラムの追加

- ・航空ガスタービンエンジンの空熱力、航空力、燃焼状態を予測するプログラム及び実際の航空ガスタービンの性能データに基づき、空熱力、航空力又は燃焼状態を理論的にモデル予想するプログラムを新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第25条第2項第3号ト

■中空のファンブレードの設計・製造の技術の規定変更

- ・ガスタービンエンジンの部分品の設計・製造のための技術である「中空のファンブレード」の設計・製造の技術につき、規制パラメータを一部削除し、規制対象範囲を明確化。

<改正部分>

- ・貨物等省令 第25条第3項第2号ヌ

■水中ソナー航法装置の使用の技術の追加

- ・新たに規制対象貨物となった水中ソナー航法装置等の使用技術（使用プログラム）を新たに規制対象として追加。

<改正部分>

- ・外為令別表 15の項（5の2）
- ・貨物等省令 第27条第5項
- ・役務通達 15の項

■複合理論性能に関する貨物等省令別表第1の削除

- ・マイクロプロセッサ等の設計・製造の技術の規制パラメータから「複合理論性能（CTP）」の規定が削除となったことから貨物等省令別表第1についても削除。

<改正部分>

- ・貨物等省令別表第1

■貨物等省令別表第2の掲載国の追加

- ・貨物等省令別表第2の掲載国にクロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロベニア及び南アフリカ共和国を新たに追加。

<改正部分>

- ・貨物等省令別表第2

2. 運用上の改正

下記の事項を始めとする各事項について安全保障関係の諸通達の改正を行う。

■暗号装置の輸出令別表第3の2からの削除を受けた所要の改正

- ・ 暗号装置を「別表第3の2告示」から削除する改正を受けて、所要の改正を行う。

<改正部分>

- ・ 運用通達 別表第1の別紙「輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分」等
- ・ 通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について 4(2)、別紙 等
- ・ 輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類について(添付書類通達)1(5)

■役務通達の部分品規定に係る所要の改正

- ・ 現行の運用では、部分品規定に基づいて輸出の許可が不要となる貨物に内蔵された「動作させるためのプログラム」であれば役務取引許可は不要であるが、「プログラム」でない「技術データ」については依然として役務取引許可が必要となっている。かかる範囲についても許可を不要とする改正を行う。

<改正部分>

- ・ 役務通達 2の(6)

■包括許可制度に係る所要の改正

- ・ 包括マトリックスについて、政省令改正に伴う所要の改正を行う。

<改正部分>

- ・ 包括許可取扱要領の貨物マトリックス及び技術マトリックス
- ・ 平成20年6月1日をもって「包括許可制度の再構築」に伴う経過措置が終了し、第1種及び第2種一般包括許可証が使用できなくなることを踏まえ所要の改正を行う。具体的には、平成17年改正前の「一般包括輸出許可等取扱要領」の規定を現行の「包括許可取扱要領」の規定に改める。

<改正部分>

- ・ 運用通達 別表第1「輸出事務等事務の取扱区分」
- ・ 役務通達 2の(1)及び別紙2—2「役務取引許可事務の取扱区分」
- ・ 一般包括許可、特定包括許可及び特別返品等包括許可の更新の際の手続の際にも「適格説明会の実績」を要件としていることから、更新に際しても「適格説明会の実績」を提出することを明確化する。

<改正部分>

- ・ 包括許可の運用について(運用のための輸出注意事項)Ⅰの3(2)、Ⅱの5(2)及びⅢの5(2)

- ・ 特定包括許可は一つの貨物及び一つの仕向地（提供地）毎に継続的な取引があることが前提であることから、特定包括許可の申請の際に、同一の仕向地（提供地）毎に申請することを明確化する。

<改正部分>

- ・ 包括許可の運用について（運用のための輸出注意事項）Ⅱの3（2）（イ）①の（注）及び②の（注）

■その他の改正

- ・ 申請書類等を実態に合わせて明確化する改正を行う。具体的には、役務取引許可申請の延長又は変更の際の申請理由書や、輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の取引を目的とする取引を行う場合の添付書類。

<改正部分>

- ・ 役務通達 参考様式3
- ・ 添付書類通達 1（3）

以 上